

# 兵庫県公報

平成19年3月20日 火曜日 第1859号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日

## 目次

### 告 示

	ページ
○子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針（地域安全課）	3
○犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針（同）	7
○犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針（同）	20
○犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針（同）	24
○救急病院の認定（医務課）	28
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	28
○同 上（同）	29
○地方卸売市場への転換許可（消費流通課）	30
○転換後の地方卸売市場における卸売業務の届出（同）	30
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	31
○県営土地改良事業の換地処分（同）	31
○同 上（同）	31
○市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	31
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	31
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	32
○兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（同）	32
○公共測量が終了した旨の通知（契約・建設業室）	33
○阪神間都市計画道路事業の事業計画の変更認可（街路課）	33
○東播都市計画道路事業の事業計画の変更認可（同）	33
○水防法の規定に基づく浸水想定区域の指定（河川整備課）	34
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	34
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（同）	35
○土地区画整理事業の事業計画の変更認可（同）	35
○神戸国際港都建設緑地事業の認可（公園緑地課）	35
○神戸国際港都建設公園事業の事業計画の変更認可（同）	35
○道路の位置指定（建築指導課）	36

### 公 告

○平成18年度若人の賞受賞者（青少年課）	36
○特約業者の指定（税務課）	36
○落札者等の公示（管財課）	36
○大規模小売店舗の変更に係る届出（まちづくり課）	37
○同 上（西播磨県民局）	38

### 辞 令

○戸田 氏誌	39
--------	----

### 選挙管理委員会告示

○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	39
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	41
○地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	42

正 誤

○平成18年3月24日付け兵庫県公報第1758号中 .....	43
○平成19年3月2日付け兵庫県公報第1854号中 .....	44

告 示

--

## 兵庫県告示第275号

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第13条第1項第1号の規定により、子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針を次のように定め、平成19年3月20日から施行する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

## 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、地域安全まちづくり条例第13条第1項第1号の規定に基づき、学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）及び通学、通園等の用に供される道路や子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における子どもの安全を確保するための活動及び措置について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の性格

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）、子どもの保護者並びに地縁団体及びボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）に対して、学校等及び通学路等における施設の整備、安全点検、安全教育等の活動又は措置を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

## (2) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、子どもの発達段階及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

## (3) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、地域に開かれた学校づくりの考え方を基本としつつ、子どもが被害者となる犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえ、学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等が相互に密接な連携を図り、特に必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫を努めるものとする。

## (4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項

## 1 子どもの危機を未然に回避するための活動及び措置

## (1) 学校等における安全確保

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等における子どもへの危害を未然に防ぐため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## ア 学校の設置者等による施設等の点検整備等

学校の設置者等は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止して、子どもに対する危害を未然に防ぐため、次に掲げる施設等の定期的かつ計画的な点検整備等を行うものとする。

## (7) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等

## (イ) 警報装置、県警ホットライン（注1）等の非常通報装置、校内における緊急通報システム、防犯カメラ（映像を録画する記録装置及びモニターを含む。以下同じ。）等の防犯設備

## イ 不審者の侵入防止対策等

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等における不審者の侵入を防止するため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## (7) 学校の設置者等の活動及び措置

- a 来校者用の入口及び経路等を明示するなど、人の出入りの適切な管理
- b 来校者に対する受付の設置、名簿の記入及び来校証の着用の要請
- c 来校者への声掛けの励行
- d 不審者の侵入防止及び死角の排除のための教室、職員室の配置への配慮
- e 死角の原因となり、又は避難の妨げとなる障害物等の撤去移動

- f 防犯設備等の設置及びこれらを用いた訓練の実施
  - g 子どもを迎えに来る保護者等の把握及び確認
  - h プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの適正な運用
  - i 子どもの保護者及び地縁団体等に対する子どもの見守り活動の要請
  - j 警察署への巡回要請
  - k スクールガード・リーダー（注2）の積極的な活用による不審者の発見等
  - l 学校等の施設を使用する者に対する子どもの安全確保に関する注意喚起
- (イ) 子どもの保護者及び地縁団体等の活動及び措置
- a 学校等が募集する学校安全ボランティア（注3）等への参加
  - b 学校安全ボランティア等としての学校等の巡視への協力
  - c 学校等において実施する防犯訓練、防犯教室等への参加
  - d オープンスクール並びに地域及び学校が連携した行事への参加
- (2) 通学路等における安全確保
- 学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、通学路等における子どもの安全を確保するため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。
- ア 学校の設置者等の活動及び措置
- (ア) 通学路等の安全点検
  - (イ) 登下校時における巡回パトロール及び子どもの見守り活動
  - (ウ) 集団登下校及び子どもの保護者等の同伴による登下校の指導
  - (エ) 通学路等において犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導及び防犯訓練、防犯教室等の実施
  - (オ) 地域安全マップ（注4）の作成、ウォークラリーの実施等による子どもを守る110番の家（注5）等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知
  - (カ) ひょうご防犯ネット（注6）等の活用による防犯情報の入手
  - (キ) 路線バス等を登下校時にスクールバスとして活用する方策の検討
- イ 子どもの保護者及び地縁団体等の活動及び措置
- (ア) 通学路等の安全点検
  - (イ) 登下校時における巡回パトロール及び子どもの見守り活動
  - (ウ) 登下校時における送迎等の協力
  - (エ) 地域安全マップの作成等による子どもを守る110番の家等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知
  - (オ) 不審者を発見した場合における警察、学校等への通報及びひょうご防犯ネット等の活用による防犯情報の入手
  - (カ) 子どもに対する防犯ブザー等の携行の指導及び使用方法の確認
  - (キ) 子どもに対する外出先の事前報告の指導
  - (ク) 子どもとともに防犯対策チェックリストの作成及び確認
- 2 子どもに対する危機発生時における活動及び措置
- (1) 学校等における取組
- 学校の設置者等は、学校等において、子どもに対する危機が発生したときは、学校危機管理ガイドライン（注7）及び学校等において策定された不審者に関する危機管理マニュアル等に基づき行動するとともに、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。
- ア 県警ホットライン等を活用した警察への通報
- イ 不審者の監視、侵入阻止及び排除
- ウ 子どもに対する注意喚起及び避難誘導
- エ 不審者及び被害を受けた子ども等に関する情報の収集
- オ 子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請及び登下校方法の決定
- カ こころのケアを行う専門機関との連携による支援
- (2) 通学路等における取組
- 学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、通学路等において、子どもに対する危機が発生したときは、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## ア 学校の設置者等の活動及び措置

- (7) 警察への通報、子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請及び登下校方法の決定
- (4) 警察署、消防署、医療機関、交通事業者等との連携による子どもの安全確保に関する情報の交換

## イ 子どもの保護者及び地縁団体等の活動及び措置

- (7) 警察への通報、学校等への連絡及び警察等へのパトロールの要請
- (4) 警察官、子どもの保護者、地縁団体等との合同パトロール等
- (6) 警察署、消防署又は医療機関等との連携による子どもの安全確保に関する情報の交換

## 3 安全教育の充実

## (1) 学校の設置者等の活動及び措置

学校の設置者等は、学級活動、学校行事等の機会を活用し、警察及び地縁団体等と連携して、計画的な防犯講習会の開催等により、安全教育の充実を図るものとする。

なお、子どもに対する安全教育の実施に当たっては、次に掲げる事項に重点を置くものとする。

## ア 不審者の侵入時の対処方法の習熟のための防犯訓練

## イ 地域安全マップの作成等による子どもを守る110番の家等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知

## ウ 通学路等で犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導及び防犯訓練、防犯教室等の実施

## エ 極力一人にならない登下校方法の指導

## (2) 子どもの保護者及び地縁団体等の活動及び措置

子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等が行う安全教育に協力するとともに、家庭及び地域において、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## ア 地域安全マップの作成等による子どもを守る110番の家等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知

## イ 通学路等で犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導及び防犯訓練、防犯教室等の実施

## ウ 学校等において実施する防犯訓練、防犯教室等への参加

## 4 子どもの安全を確保するための体制の整備

## (1) 学校の設置者等の活動及び措置

学校の設置者等は、子どもの保護者、地縁団体等、警察署、消防署、行政機関等と連携して、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## ア 学校安全に関する組織の設置及び緊急時における教職員の役割分担等による安全確保体制の整備

## イ 学校危機管理ガイドライン等を活用した不審者に関する危機管理マニュアルの作成及び見直し並びに教職員に対する同マニュアルの周知

## ウ 近隣の学校等、警察署、消防署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備など、関係機関相互の連携体制の確立

## エ 校外教育活動時、始業前、放課後及び部活動の行われる休日における防犯体制及び緊急連絡体制の整備

## オ こころのケアを行う専門機関との連携による支援体制の確立

## (2) 子どもの保護者及び地縁団体等の活動及び措置

子どもの保護者及び地縁団体等は、相互に連携して、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## ア 学校等、保護者間、警察署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備及び確認

## イ 子どもを守る110番の家等避難場所の提供

## ウ 家庭内での緊急連絡先の確認

- 注 1 「県警ホットライン」とは、学校等に不審者が侵入した場合における子どもの被害防止及び被害の拡大を未然に防止するため、県下すべての学校、園、児童館等の施設に設置した、各学校等と県警本部をダイレクトに結ぶ緊急通報装置である。
- 2 「スクールガード・リーダー」とは、学校の巡回指導・評価や学校安全ボランティアに対する警備要領の指導等を行う防犯の専門家のもので、地域学校安全指導員とも呼ばれている。
- 3 「学校安全ボランティア」とは、学校や通学路等の警備・防犯活動、見守り活動等、学校安全の充実に図るためにボランティアとして従事する地域住民や保護者をいう。
- 4 「地域安全マップ」とは、子ども自身の危険回避能力を高めるため、犯罪が起こるかもしれないと不

安に感じる場所や安全な場所等を学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等の協力のもと、子どもが自らの目で確認し、地図に表したものをいう。

- 5 「子どもを守る110番の家」とは、子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るための子どもの緊急避難場所をいう。
- 6 「ひょうご防犯ネット」とは、子どもが被害者となる事件や事故等の身近な情報をパソコン、携帯電話のメール機能により配信するシステムである。
- 7 「学校危機管理ガイドライン」とは、平成14年3月に兵庫県教育委員会が策定したもので、学校の危機管理の考え方、不審者への対応、心のケア等の具体的方法を示した総合的な危機管理マニュアルである。

## 兵庫県告示第276号

地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第13条第1項第2号の規定により、犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針を次のように定め、平成19年3月20日から施行する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

## 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、地域安全まちづくり条例第13条第1項第2号の規定に基づき、住宅及び住宅地（複数の宅地及び道路、公園等が配置された一定の区域をいう。以下同じ。）の構造、設備等について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の性格

この指針は、住宅等（住宅及び住宅地をいう。以下同じ。）の事業者、設計者、所有者、管理者、居住者等に対して、住宅等の企画、計画、設計、整備、維持管理等を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

## (2) 指針の対象

この指針は、新築（建替を含む。）される住宅、改修される既存の住宅、新たに整備される住宅地及び既存の住宅地を対象とする。

## (3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、避難計画等との関係及び多様な地域の特性等に配慮するものとする。特に、既存の住宅の改修、又は既存の住宅地の再整備においては、現行法令への適合、既存施設への対応など制約条件が多いことから、管理体制の整備状況、居住者の要望等と合わせて検討を行うものとする。

## (4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、住宅等における犯罪の発生状況、地域の住宅等の実情や特性、居住者の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

## (5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 防犯に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等の基本的な考え方

## 1 防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての4つの基本原則

近年の犯罪の増加に伴い、住宅等の防犯性の向上が重要視されていることから、住宅等の周辺地域の状況、居住者の属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、次に掲げる防犯性向上のための基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、企画、計画及び設計を行うものとする。

## (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

敷地内の屋外各部及び住棟内の共用部分等は、周囲からの見通しが確保されるよう敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、各部分の設計等を工夫するとともに、必要に応じて防犯カメラ（映像を録画する記録装置及びモニターを含む。以下同じ。）を設置する等の措置を講じる。

## (2) 居住者の帰属意識の向上及びコミュニティ形成の促進（領域性の強化）

住宅等に対する居住者の帰属意識が高まるよう、共同住宅の住棟の形態及び意匠、共用部分の管理方法並びに住宅地内の道路及び公園の意匠、管理方法等を工夫する。

また、コミュニティの形成が促進されるよう、共同住宅の敷地内の配置計画、動線計画及び住棟計画、共用部分の維持管理計画及び利用計画並びに住宅地内の宅地、道路及び公園の配置計画等を工夫し、共同住宅の共用部分及び住宅地の公園、広場等の利用機会の増加を図る。

(3) 犯罪企図者の行動の限定（接近の制御）

住宅の庭、玄関扉、窓、バルコニー等は、犯罪企図者の接近が困難となるよう、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画及び各部分の設計並びに住宅地内の宅地、道路、公園等の配置計画を工夫するとともに、必要に応じて防犯ベル、防犯カメラ等を導入する。

(4) 破壊されにくい部材、設備等の導入（被害対象の強化・回避）

住宅の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、必要に応じて補助錠、面格子等を設置する。

2 防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての留意点

(1) 安全性等への配慮

住宅等の設計者及び事業者は、住宅等に必要な安全性、居住性、耐久性等の性能及び経済性とのバランスに配慮し、建築上の対応、防犯設備の活用等により、防犯に配慮した企画、計画及び設計を行う。

(2) 隣棟、隣地等への配慮

住宅等の設計者及び事業者は、各棟単独の対策のみならず、隣棟、隣地等との関係に十分配慮しつつ、当該住宅等の居住者及び周辺住民による防犯活動の取組、警察との連携等に留意して、企画、計画及び設計を行う。

3 防犯性の維持及び向上のための取組

(1) 防犯性の維持

住宅等の事業者、所有者、管理者、居住者等は、当該住宅等の居住者の特性及び立地特性などの周辺環境の変化等について、必要に応じて確認し、防犯性を維持する。

(2) 防犯性の向上

住宅等の所有者、管理者、居住者等は、防犯意識の向上及び設置物、設備等の維持管理、犯罪の防止に配慮したすまい方及び自主防犯体制の確立により防犯性を向上する。

第3 共同住宅の構造、設備等

1 住宅建設の計画

(1) 計画の進め方

住宅の計画に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案し、基本原則を踏まえた敷地内の配置計画、動線計画、照明計画等を十分に検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

(2) 敷地内の配置計画、動線計画及び照明計画

ア 配置計画

敷地内の配置計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、計画建物の規模及び形状、管理体制等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等の防犯性の向上のための方策について検討する。

イ 動線計画

敷地内の動線計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状並びに周辺地域との関係、住棟の配置形式、管理体制、時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等の防犯性の向上のための方策について検討する。

ウ 照明計画

敷地及び建物内の照明計画の策定に当たっては、次に掲げるところにより、場所の特性に応じて防犯上必要な照度を確保する。

また、敷地内で死角となる場所、自転車置場、駐車場等では、人を検知して点灯するセンサーライト等の照明設備の設置を検討する。

(ア) 共用玄関、共用玄関が存する階のエレベーターホール等においては、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度（注1）



(イ) 玄関以外の出入口、共用玄関が存しない階のエレベーターホール、共用廊下等においては、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度（注2）

(ウ) (ア)及び(イ)以外の場所については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）

## 2 共用部分の設計

### (1) 共用出入口

#### ア 共用玄関

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）、管理人室、共用メールコーナー及びエレベーターホールからの見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

また、共用玄関には、扉の内外を相互に見通せる構造の玄関扉を設置することが望ましい。

さらに、共用玄関には、各住戸との通話機能を有するインターホン及びオートロックシステム（注4）を導入することが望ましい。

#### イ 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完することが望ましい。

また、オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

#### ウ 共用出入口の照明設備

共用玄関の内側の照明設備は、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、共用玄関の外側の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

また、共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

### (2) 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む。以下同じ。）及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに接近した位置に配置する。

### (3) 共用メールコーナー

#### ア 配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

#### イ 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、夜間において人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

#### ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

### (4) エレベーターホール

#### ア 配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置する。

なお、見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

#### イ 照明設備

共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

また、その他の階のエレベーターホールの照明設備は、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(5) エレベーター

ア 防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラ等の設備を設置することが望ましい。

また、防犯カメラを設置する場合には、エレベーターホールにかご内の状況を写すモニターを設置することが望ましい。

イ 連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。

ウ 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

エ 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

(6) 共用廊下及び共用階段

ア 構造等

(7) 共用廊下及び共用階段においては、当該共用廊下内又は共用階段内の見通しを確保するとともに、エレベーターホール等からの見通しを確保し、死角を有しない配置又は構造とする。

また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。

(イ) 屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に配置するものとし、屋内に設置される共用階段は、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするが望ましい。

(ロ) 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置する。

イ 照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(7) 自転車置場及びオートバイ置場

ア 配置

自転車置場及びオートバイ置場は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

なお、屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保するものとし、地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

イ 盗難防止措置

自転車置場及びオートバイ置場には、チェーン用バーラック又はサイクルラックを設置する等により、盗難防止対策を講ずる。

ウ 照明設備

自転車置場及びオートバイ置場の照明設備は、極端な明暗が生じないよう配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

(8) 駐車場

ア 配置

駐車場は、人の視線を自然な形で確保できるよう、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置するものとし、屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、

周囲に開口部を確保する。

また、屋根の設置に当たっては、建物への侵入の足場となることがないように、隣接する建物の窓及び共用廊下、共用階段までの距離を確保する。

なお、地下階に設置する場合等、構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

#### イ 照明設備

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

また、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照度が低下することがないように、定期的に点検する。

### (9) 通路

#### ア 配置

通路は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。

さらに、通路の沿道には、領域性の強化を図るため、住民が維持管理する花壇等を設置し、住民の心理的所有感を高める工夫を行うとともに、監視性を確保するため、敷地内における死角をできる限り排除する等により、通路から敷地内の見通しを確保することが望ましい。

#### イ 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

### (10) 児童遊園、広場、緑地等

#### ア 配置

児童遊園、広場、緑地等は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

#### イ 照明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

#### ウ 塀、柵、垣等

領域性を明示するため、敷地の周囲等には塀、柵、垣等を設置することが望ましい。

また、監視性の確保及び接近の制御を図るため、塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないよう工夫する。

#### エ 植栽

植栽は、敷地内における死角を作らないような配置及び樹種とするなど、周囲から敷地内の見通しを確保するための措置を講ずる。

#### オ 花壇等の設置

領域性の強化を図るため、敷地内に住民が管理する花壇等を設置し、住民の心理的所有感を高める工夫を行う。

### (11) 屋上、ゴミ置場等

#### ア 屋上

屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。

また、屋上がバルコニー等に接近する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、面格子又は柵を設置し、バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずる。

#### イ ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。

また、ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。

#### ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保するため、主要な動線上に配置する等の工夫を行う。

#### エ 配管、雨どい、外壁等

配管、雨どい、外壁等は、上階への足掛かりになりにくいものにする。

### (12) 防犯カメラの適正な運用

#### ア 配置等

防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完する観点から、有効な位置、台数等を検討して配置する。

#### イ 照明設備

防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保する。

また、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検する。

#### ウ プライバシーの保護への配慮

防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用する。

### 3 専用部分の設計

#### (1) 住戸の玄関扉等

##### ア 配置

玄関扉は、廊下、階段等からの見通しが確保された位置に配置する。

##### イ 材質及び構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等（注5）の扉、枠及び錠を設置する。

また、住宅の改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、スチール製の破壊が困難な玄関扉及び枠とともに、錠のデッドボルト（かんぬき）が外部から見えないよう金具等により補強するなど、こじ開け防止に有効な構造とする。

さらに、錠については、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

##### ウ ドアスコープ、ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

##### エ 郵便受け

玄関扉に郵便受けが設置されている場合は、内側に受け箱を取り付けるなどにより、外部から手を入れ、又は針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠を困難とする措置を講ずる。

##### オ 明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合は、破壊が困難なものを使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

##### カ 勝手口

勝手口を設置する場合は、廊下等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、玄関扉と同等の防犯性能を有する主錠を設置するとともに、補助錠を設置することが望ましい。

#### (2) インターホン及びドアホン

##### ア 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

なお、インターホン又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を写し出せる機能を有するものとするのが望ましい。

イ 管理人室との通話等

管理人室が設置されている場合は、管理人室との通話機能を有するインターホンを設置する。

また、オートロックシステムを導入する場合は、共用玄関扉の電気錠と連動するものとし、共用玄関の外側との間の通話機能を有する構造とする。

なお、インターホンには、管理人室等に非常時であることを知らせる非常押しボタンを設置する。

(3) 住戸の窓

ア 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及び防犯建物部品等のガラス（防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。）、面格子（火災等における緊急避難が可能なもの）その他の建具を設置する。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち、不審者の侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及び防犯建物部品等のガラス（防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。）その他の建具を設置する。

また、住宅の改修の場合であって、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、錠付きクレセント、補助錠の設置等により、住戸内への侵入防止に有効な措置を講ずる。

ウ 住棟の側面の窓

住棟の側面（妻側）にも窓を設け、敷地内の死角となる空間をできる限り排除し、監視性を確保する。

(4) バルコニー

ア 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した不審者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

ウ 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。

なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、不審者の侵入の防止に有効な構造とするとともに、人の動きを検知して点灯する照明設備（以下「センサーライト」という。）を設置することが望ましい。

第4 一戸建て住宅の構造、設備等

1 住宅建設の計画

(1) 計画の進め方

住宅の計画に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、敷地内配置計画及び動線計画を勘案し、基本原則を踏まえて検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

(2) 敷地内の配置計画及び動線計画

ア 配置計画

敷地内の配置計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、計画建物の規模及び形状等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等の防犯性の向上のための方策につい